



2025 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社エージーピー

代表者名 代表取締役社長執行役員 杉田 武久

(コード番号：9377 東証スタンダード市場)

問合せ先 執行役員 高尾 敦

T E L . 0 3 - 3 7 4 7 - 1 6 3 1

株主提案に関する当社の認識と対応方針のお知らせ

2025 年 4 月 25 日、日本航空株式会社（以下「日本航空」といいます。）より、2025 年 6 月 26 日開催予定の当社第 60 回定時株主総会に関する株主提案（以下「本株主提案」といいます。）が提出されました。当社は、本株主提案に関して、同日付で「株主提案受領に関するお知らせ」を東京証券取引所にて開示済みです。本書では、現時点における本株主提案に関する当社の認識及び対応方針をお知らせいたします。なお、本株主提案に対する当社取締役会の意見につきましては、かかる対応方針に基づく結果を踏まえて、社内手続きを経た上で、決定次第速やかに開示いたします。

記

1. 本株主提案に関する当社の認識

日本航空は、本株主提案において、当社が従来から日本航空を含む主要株主との対話を拒んでおり、非公開化取引についても当社が協議を拒んできたため、自らがイニシアチブをとって本株主提案を行うに至った旨を述べております。本株主提案は、日本航空、日本空港ビルデング株式会社（以下「日本空港ビルデング」といいます。）、ANA ホールディングス株式会社（以下「ANA ホールディングス」といい、日本航空、日本空港ビルデング及び ANA ホールディングスをあわせて以下「大株主 3 社」といいます。）の 3 社の合計議決権数 73.26%を基に、当社株主を大株主 3 社のみとし、当社株式を非公開化とするための手続として行う株式併合（以下「本株式併合」といいます。）、定款の一部変更、取締役 3 名の選任を内容とするものであります。

当社は約 60 年前に運輸省航空局（現在の国土交通省）が中心になり、国内主要航空会社 4 社の共同出資で設立され、事業拡大に向け 2001 年 12 月に社団法人日本証券業協会（以下「日本証券業協会」といいます。）に株式を店頭登録し、2004 年 12 月に日本証券業協会への店頭登録を取り消し株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場した後、2022 年 4 月の東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。当社は、現在コロナ禍から再成長に向けた事業拡大を推進しており、多くの株主様からの企業価値拡大の期待を背負い上場維持基準を満たす努力をこれまで大株主と協議しながら実践して参りました。本株主提案は、このような当社の取組みと矛盾する株主提案であると認識しております。

日本航空が本株主提案の理由として述べている内容には、事実に反する指摘や、重要な事実でありながら言及が欠けているものも少なくないため、本株主提案は、当社少数株主をはじめとする当社のステークホルダーの理解・判断を誤らせる危険があります。

2. 本株主提案における事実に反する記載（一例）

後述のとおり、事実関係の詳細は至急取りまとめたうえで改めて開示しますが、ここに一例として非公開化取引の提案に係る経緯を指摘しておきます。

(1) 上場維持に向けた協力体制の開始

2021年11月25日、当社と日本航空は、両社の代表取締役社長（日本航空は赤坂祐二氏）名義で、当社の上場維持に向けた相互協力に合意する覚書を締結し、また日本空港ビルデング、ANAホールディングスとも同様の覚書を締結し、それ以降、当社は上場維持に向けた取り組みを進めてまいりました。

(2) 非公開化意向表明の突然の通告

2025年1月17日、突如、日本航空の執行役員名義の文書により当社の非公開化に関する意向表明がなされました。しかも、その内容は、非公開化の必要性に関する論理や、当社事業の公共性・中立性への影響など数多くの不明な点を含むものであり、当社として日本航空による真摯な意向表明とは受け止め難いものでした。

(3) 当社の対応体制の構築

当社は直ちに日本航空に対して趣旨等の確認を求める書面照会を行うとともに、2025年2月25日には独立社外取締役等3名を委員とする特別委員会を設置し（特別委員会の委員の氏名・略歴は別紙のとおりです。）、あわせて、大株主3社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として岡三証券株式会社を、同じく大株主3社から独立したリーガルアドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所をそれぞれ選任し、慎重な検討のための体制を整えた上で、特別委員会の意見を最大限尊重するとともに、これらのアドバイザーからの助言を受け、日本航空との協議を継続してまいりました。

(4) 日本航空が開示したガバナンス方針と非公開化提案の矛盾

その後、2025年3月24日に日本航空が開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」では、当社の上場維持を含むガバナンス方針が明記されていますが、上記の非公開化意向表明は、その方針と真っ向から矛盾しており、当社はますます日本航空の真意を測りかねる状況にありました。そのため、当社は2025年4月9日付で、日本航空の取締役全員宛に「コーポレート・ガバナンス報告書記載方針と執行側要請の整合性に関する確認のお願い」と題する書面を送付し、その真意について確認を求めました。しかしながら、現在に至るまでかかる書面に対するご回答をいただけていない中、突如として本株主提案がなされるに至ったものであります。日本航空は2025年4月25日付で、当該ガバナンス方針について更新を行っておりますが、その矢先になされたのが本株主提案であり、本株主提案に関連する2025年1月17日以降の協議経緯において、当社が対話を拒絶したという事実は一切ありません。

3. 事実に反する前提と独自に算定した買取価格に基づく非公開化の企図

日本航空による本株主提案は、このような経緯を明らかにすることなく当社が一方的に対話を拒絶したかのような事実に反する前提に立脚するとともに、当社との間で、当社の本源的価値を踏まえた少数株主に対して支払う対価に関する協議を一度も実施していないにもかかわらず、独自に算定した買取価格が妥当であると主張しています。そして、わずか2か月後の当社定時株主総会で多数決により本株式併合を通じた当社の非公開化を強行しようと企図するものです。

4. 公平性・中立性と責任ある経営の確保に関する懸念

(1) 公平性・中立性に関する懸念

当社は、国内主要 8 空港において 140 社を超える国内外航空会社に対する動力提供等のインフラ事業を行っており、事業の公平性・中立性が極めて重要です。

しかしながら、本株主提案により、当社の取締役会が国内航空会社 2 社を含む残存株主のみの利益代表で構成されることとなれば、当社の供給する動力が株主による独占が可能となり、特定の取引先に対する差別的な価格設定や取引条件が適用される可能性も否定できず、外航を含むその他の航空会社へのサービス提供に関して、事業の公平性・中立性に重大な悪影響を及ぼす懸念が生じます。

(2) 懸念への無回答と経営責任の不透明性

当社は、こうした懸念を日本航空に対して書面で伝えてまいりましたが、これまで日本航空から明確な回答はありませんでした。本株主提案においても、この懸念に対する具体策は示されておらず、懸念に対処しようとする真摯な姿勢もうかがえません。また、非公開化後の経営責任の所在も不明確であり、将来における当社の的確な経営の継続と企業価値の確保に対して強い懸念を抱かざるを得ません。

5. 今後の対応方針

当社は、株主の皆様には本株主提案の是非について正しくご判断いただくため、また、当社の事業を支えていただいているステークホルダーの皆様には状況を正しくご理解いただくため、特別委員会の意見を最大限尊重するとともに、アドバイザーの助言を受けながら、以下の方針で臨んでまいります。

- ① 本株主提案に含まれる事実の誤りや重要な事実への言及の欠如について、早急に取りまとめて開示する。
- ② 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持向上、さらには当社事業を支えて頂いている多くのステークホルダーの皆様の利益確保の観点から本株主提案を精査し、これに対する当社の意見を決定して適時にわかりやすく情報開示を行う。
- ③ 上記各利益の確保のため、日本航空との間で必要な交渉機会を設定し、不明点や懸念事項について、具体的かつ誠実な回答を求めるとともに、本株式併合により当社株主の地位を失う少数株主の皆様の利益に最大限資するよう、日本航空に対して本買取価格の引き上げを求めてまいります。

(参考)

- ・ 2025 年 4 月 25 日付 日本航空株式会社「株式会社エージーピーに対する株式併合、単元株式数の定め廃止その他の定款の一部変更及び取締役選任に関する株主提案に関するお知らせ」
- ・ 2025 年 3 月 24 日付 日本航空株式会社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」

別紙：特別委員会の委員の氏名・略歴等

■ 阿南 剛（あなん ごう）

2001年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）入所
2007年4月 末吉綜合法律事務所（現：潮見坂綜合法律事務所）開所 同所パートナー（現在に至る）
2017年6月 日本精工（株） 独立委員会委員
2020年7月 大塚家具（株） 社外取締役
2021年5月 （株）INFORICH 社外監査役（現在に至る）
2022年6月 当社 社外取締役（現在に至る）

弁護士として会社法関連分野を中心に企業法務に従事しており、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見・経験を有する。

■ 佐々木 かをり（ささき かをり）

1987年7月 （株）ユニカルインターナショナル 代表取締役社長（現在に至る）
2000年3月 （株）イー・ウーマン 代表取締役社長（現在に至る）
2009年6月 東京海上日動火災保険（株） 社外監査役
2012年6月 日本電気（株） 社外取締役
2015年6月 当社 社外取締役（現在に至る）
2016年6月 日本郵便（株） 社外取締役
2016年6月 小林製薬（株） 社外取締役
2023年5月 （株）マルエツ 社外取締役（現在に至る）
2023年6月 （株）テレビ東京ホールディングス 社外取締役（現在に至る）

自らダイバーシティコンサルティング会社の経営に当たるほか、複数の上場企業において社外取締役等を歴任しており、企業経営及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見・経験を有する。

■ 三又 裕生（みつまた ひろき）

1987年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
1995年6月 ハーバード大学ケネディスクール 行政学修士取得
2004年6月 経済産業省 経済産業政策局 政策企画官
2006年5月 （独）日本貿易振興機構（JETRO） ニューヨークセンター産業調査員
2009年7月 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課長
2011年7月 同省 商務情報政策局 情報政策課長
2013年7月 同省 中小企業庁 長官官房参事官
2014年7月 同省 大臣官房審議官（環境問題担当）
2016年7月 （独）日本貿易振興機構（JETRO） バンコク事務所長
2019年7月 内閣府 知的財産戦略推進事務局長
2021年1月 パナソニック（株） （現パナソニックホールディングス（株））顧問
2021年4月 同社 顧問（兼）（株）パナソニック総研 理事長（現在に至る）
2024年4月 一般財団法人日本航空機開発協会 評議員（現在に至る）
当社社外取締役候補者（新任）

2015年に「パリ協定」交渉に携わるなど温暖化対策に深く関与したほか、航空機産業、環境・エネルギー、ビジネスの海外展開等の分野における政策と実務に関しても幅広い知見と経験を有する。

以 上